

新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>関税評価に関する取扱事例</p> <p>1. 関税定率法第 4 条関係</p> <p>(1) 関税定率法第 4 条第 1 項関係</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 関税定率法第 4 条各号関係</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する特許権等の使用に伴う対価の取扱いについて</p> <p>(事例 20) ~ (事例 32) (省略)</p> <p><u>(事例 33) 買手が商標権者に支払うロイヤルティに課せられる所得税</u> <u>(勧告的意見 4.16)</u></p> <p>(3) 関税定率法第 4 条第 1 項第 5 号に規定する売手帰属収益の取扱いについて</p> <p>(事例 34) 買手が売手に支払う輸入貨物（鶏肉）の再販売収益（事例研究 2.1）</p> <p>(事例 35) 買手が売手等に支払う輸入貨物（紳士服）の再販売収益等（事例研究 2.2）</p> <p>(2) 関税定率法第 4 条第 2 項関係</p> <p>イ 関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第 2 号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について</p> <p>(事例 36) 輸入取引に関する事情の関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号又は第 2 号該当性（事例研究 3.1）</p> <p>□ 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について</p> <p>(事例 37) 独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格（事例研究 9.1）</p> <p>(事例 38) 関税定率法施行令第 1 条の 8 第 4 号に規定する「直接又は間接に支配している場合」（事例研究 11.1）</p> <p>八 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について</p> <p>(事例 39) 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する特殊関係による</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>関税評価に関する取扱事例</p> <p>1. 関税定率法第 4 条関係</p> <p>(1) 関税定率法第 4 条第 1 項関係</p> <p>イ (同左)</p> <p>□ 関税定率法第 4 条各号関係</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する特許権等の使用に伴う対価の取扱いについて</p> <p>(事例 20) ~ (事例 32) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 関税定率法第 4 条第 1 項第 5 号に規定する売手帰属収益の取扱いについて</p> <p>(事例 33) 買手が売手に支払う輸入貨物（鶏肉）の再販売収益（事例研究 2.1）</p> <p>(事例 34) 買手が売手等に支払う輸入貨物（紳士服）の再販売収益等（事例研究 2.2）</p> <p>(2) 関税定率法第 4 条第 2 項関係</p> <p>イ 関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第 2 号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について</p> <p>(事例 35) 輸入取引に関する事情の関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号又は第 2 号該当性（事例研究 3.1）</p> <p>□ 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について</p> <p>(事例 36) 独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格（事例研究 9.1）</p> <p>(事例 37) 関税定率法施行令第 1 条の 8 第 4 号に規定する「直接又は間接に支配している場合」（事例研究 11.1）</p> <p>八 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について</p> <p>(事例 38) 関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する特殊関係による</p>

新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
取引価格への影響（事例研究 10.1）	取引価格への影響（事例研究 10.1）
2. 関税定率法第 4 条の 2 関係	2. 関税定率法第 4 条の 2 関係
（1）関税定率法第 4 条の 2 第 1 項関係 （事例 40）関税定率法第 4 条の 2 に規定する「同種又は類似の貨物」 （解説 1.1）	（1）関税定率法第 4 条の 2 第 1 項関係 （事例 39）関税定率法第 4 条の 2 に規定する「同種又は類似の貨物」 （解説 1.1）
（2）関税定率法第 4 条の 2 第 2 項関係 （事例 41）関税定率法第 4 条の 2 第 2 項に規定する取引段階又は取引 数量の差異による価格差の調整の要否（解説 10.1）	（2）関税定率法第 4 条の 2 第 2 項関係 （事例 40）関税定率法第 4 条の 2 第 2 項に規定する取引段階又は取引 数量の差異による価格差の調整の要否（解説 10.1）
3. 関税定率法第 4 条の 3 関係	3. 関税定率法第 4 条の 3 関係
4. 関税定率法第 4 条の 4 関係	4. 関税定率法第 4 条の 4 関係
（事例 42）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)（研究 2.1）	（事例 41）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)（研究 2.1）
（事例 43）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)（事例 研究 4.1）	（事例 42）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)（事例 研究 4.1）
（事例 44）工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価 格（勧告的意見 22.1）	（事例 43）工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価 格（勧告的意見 22.1）
注記（省略）	注記（同左）
（事例 1）～（事例 32）（省略）	（事例 1）～（事例 32）（同左）

新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（事例 33）買手が商標権者に支払うロイヤルティに課せられる所得税</p> <p>売買・ライセンス契約 (商標権)</p> <p>買手 B (本邦)</p> <p>賣手 S (商標権者) (E国)</p> <p>製品</p> <p>貨物代金</p> <p>ロイヤルティ (輸入貨物の国内販売価格の 5%相当額)</p> <p>源泉所得税</p> <p>税務当局 (本邦)</p>	<p>（新設）</p>

【事実関係】

1. 本邦の卸売業者 B (買手 B) は、特殊関係にない E 国の商標権者 S (売手 S) との間で締結した売買契約に基づき、売手 S の商標が付された製品を購入 (輸入) する。
2. 買手 B は、売手 S との間で締結したライセンス契約に基づき、貨物代金の支払に加えて、当該製品に係る商標使用権の対価として、本邦における当該製品の販売価格の 5% のロイヤルティを売手 S に支払うこととなっている。
3. 買手 B は、当該製品を 2,000 万円で販売したことから、上記ライセンス契約に基づき、販売価格の 5% である 100 万円のロイヤルティを売手 S に支払うこととなった。
4. 輸入貨物が商標を付したものであることから、当該ロイヤルティは、「輸入貨物に係る」ものであり、また、商標権者である売手に対して買手が支払うものであることから、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」である。したがつ

新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財関第876号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に該当し、課税価格に含まれるものである。</p> <p>5. 買手Bは、当該ロイヤルティの20%に相当する額の源泉所得税20万円を本邦の税務当局に納付し、当該所得税分を差し引いた80万円を貨物代金とは別に売手Sに支払った。なお、ライセンス契約において、当該源泉所得税を買手Bが負担するとの規定はない。</p> <p>（注1）上記の販売価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。</p> <p>（注2）上記の源泉所得税の額は、当該ロイヤルティに現実に適用される税率に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。</p>	
<p>【問】</p> <p>上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが納付した源泉所得税20万円はどのように取り扱われるか。</p>	
<p>【答】</p> <p>1. ライセンス契約において、買手Bがライセンサーである売手Sに支払うべきロイヤルティの額は、100万円である。源泉所得税20万円は、買手Bが売手Sに代わり、本邦の税務当局に納税したものであり、買手Bと売手Sとの間で支払うことが合意されたロイヤルティの額には影響しない。</p> <p>2. したがって、当該源泉所得税として納付した20万円は、関税定率法第4条第1項第4号に基づき、輸入貨物の課税価格の一部となる。</p> <p>3. なお、買手Bが納付した源泉所得税は、製品に対してではなく、ロイヤルティに対する課税であることから、現実支払価格に含まれないこととされている関税定率法施行令第1条の4第3号に規定する「本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の公課」には該当しない。</p>	
<p>【関係法令通達】</p> <p>関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の4第3号、関税定率法基本通達4-13</p>	
<p>注記</p> <p>本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合</p>	

新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p> <p>（事例 34）～（事例 44）（省略）</p>	<p>（事例 33）～（事例 43）（同左）</p>